

令和元年第2回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和元年6月7日（金曜日）午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 遼一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	萩原 達雄	副村長	齋藤 一郎
教育長	庄子 明宏	教育次長	齋藤 浩
総務課長	早坂 勝伸	企画財政課長	佐野 克彦
住民生活課長	金刺 隆司	税務課長	残間 文広
健康福祉課長	早坂紀美江	産業振興課長	渡邊 愛
都市建設課長	後藤 広之	学校教育課長	八巻利栄子
社会教育課長	大沼 善昭	村誌編纂室長	文屋 寛
会計管理者	齋藤 善弘		

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

議事日程（第3号）

令和元年6月7日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 2号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 3 同意第 3号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第 4 同意第 4 号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 議案第 25 号 大衡村森林環境整備基金条例の制定について
- 第 6 議案第 26 号 大衡村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 27 号 道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 28 号 大衡村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 29 号 大衡村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 30 号 財産の取得について
- 第 11 議案第 31 号 村道路線の認定について
- 第 12 議案第 32 号 村道路線の変更について
- 第 13 議案第 33 号 令和元年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 14 議案第 34 号 令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 15 報告第 1 号 平成 30 年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 16 報告第 2 号 平成 30 年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 17 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）と同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和元年第 2 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7 番文屋裕男君、8 番高橋浩之君を指名いたします。

日程第2 同意第2号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第3 同意第3号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第4 同意第4号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
議長（細川運一君） 日程第2、同意第2号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第3、同意第3号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第4、同意第4号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

ここでお諮りをいたします。日程第2、同意第2号から日程第4、同意第4号まで3件については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、同意第2号から日程第4、同意第4号までの3件を一括議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

書記（和泉文雄君） 同意第2号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本村固定資産評価審査委員会委員を、下記のとおり選任したい。

よって、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村大森字下薬師19番地
氏 名 岡本 勝成
生年月日 昭和26年2月27日

令和元年6月5日提出

大衡村長 萩原達雄

同じく。

同意第3号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本村固定資産評価審査委員会委員を、下記のとおり選任したい。

よって、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村大衡字尾西82番地
氏 名 佐々木 修

生年月日 昭和29年11月 9日

令和元年 6 月 5 日提出

大衡村長 萩 原 達 雄

続きます。

同意第4号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本村固定資産評価審査委員会委員を、下記のとおり選任したい。

よって、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村大衡字河原57番地22

氏 名 松木 浩一

生年月日 昭和29年10月26日

令和元年 6 月 5 日提出

大衡村長 萩 原 達 雄

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） ここで、村長に提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

同意第2号並びに3、4号についてご説明を申し上げます。

本村固定資産評価審査委員会委員が、6月30日付で任期満了となりますので、地方税法の規定に基づき、大森地区の岡本勝成氏、松原地区の佐々木 修氏、衡上地区の松木浩一氏の三氏の選任について、同意を求めるものであります。

岡本氏は今日まで2期4年間、佐々木氏は1期3年間の委員歴があり、松木氏は今回初めて委員をお願いするもので、3氏ともに経験豊富な方で、識見も高く、そして地域からの信望も厚い方々であります。

本村固定資産評価審査委員会委員の最適任者として選任をいたしたく存じますので、どうかご同意賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。採決に当たっては、議案ごとに起立により行います。

同意第2号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決をいたします。

お諮りをいたします。岡本勝成君の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

議長（細川運一君） 起立多数であります。したがって、岡本勝成君を同意することに決定をいたしました。

同意第3号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決をいたします。

お諮りをいたします。佐々木修君の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

議長（細川運一君） 起立多数であります。したがって、佐々木修君を同意することに決定をいたしました。

同意第4号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決をいたします。

お諮りをいたします。松木幸一君の選任について、同意する方は起立願います。

[起立多数]

議長（細川運一君） 起立多数であります。したがって、松木幸一君を同意することに決定をいたしました。

日程第5 議案第25号 大衡村森林環境整備基金条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第25号、大衡村森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（渡邊愛君） おはようございます。それでは、ご説明をさせていただきます。

議案書は5ページをお開き願います。

議案第25号、大衡村森林環境整備基金条例の制定について。

大衡村森林環境整備基金条例を別紙のとおり制定する。

よって、地方税法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、次ページ、6ページの議案第25号別紙でご説明をさせていただきます。6ページをお開きいただきたいと思います。

本基金条例の制定につきましては、国におきまして森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年3月29日に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴うものでございまして、森林環境譲与税として今年度から森林環境税の収入額に相当する額を市町村に9割、都道府県に1割の割合で私有林人工林面積の10分の5、林業就業者数の10分の2、人口の10分の3の割合でそれぞれ案分をして譲与されるものでございます。

使途につきましては、森林整備に関する施策、森林の整備の促進に関する施策とされております。森林整備を担う人材育成確保、森林を有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、森林整備の促進に関する施策に要する費用となっているものでございます。しかしながら、現時点で法律施行後間もないということと、その動向がまだ不確定であること、譲与税額が単年度では少額であることなどから今回基金条例を制定させていただきまして積み立てを行い、使途につきましては十分な検討を行った上で有効に活用をさせていただくものであります。

条文のほうをご説明させていただきます。

第1条といたしまして、森林の整備及びその促進に必要な事業等の実施に要する経費に充てるため、この基金を設置するものとしております。その設置目的に従いまして、5条にございますとおり森林の整備及びその促進に必要な事業等の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができると明記するものでございます。

その他の条文につきましては、2条では積み立て、3条においては管理、または6条においては繰り替え運用、7条では委任ということで規定をさせていただいております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとするというものでございます。

以上、ご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより、法案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 質疑ないですので、単純なことを伺いたいと思います。

委任事項、7条の委任事項で必要な事項は別に村長が定めるとありますけれども、規則規程になるのか、要綱規程なのか。さらに、主としてどういう、主にどういう点の別規程

になるのか。その辺、簡単にで結構です。お願いいいたします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 必要に応じてということでござりますので、現時点では要綱規則等を定める予定はしておりません。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号 大衡村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第26号、大衡村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） おはようございます。

大衡村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページ。新旧対照表につきましては、1ページになりますが、ご説明のほうは新旧対照表にてご説明申し上げます。

まず、第2条の保険料率についての規定ですが、元号の改元による改正と第2項の改正につきましては、低所得者への保険料のさらなる軽減を図るもので、令和元年度については第1号を2万9,250円、第2号を4万8,750円、第3号を5万6,550円とし、令和2年度については第1号を2万3,400円、第2号を3万9,000円、第3号を5万4,600円とするものでございます。

附則といたしまして、施行日は公布の日からでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第27号 道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第27号、道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

条例の説明につきまして、議案書は10ページで、新旧対照表は2ページでご説明をさせていただきます。

初めに、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、消費税の税率が8%から10%に増税となることから、道路占用条例等3つの条例の改正を行うものでございます。

まず、第1条による改正といたしまして、道路占用条例について改正するもので、別表の備考10の占用期間が一月未満である場合の占用料の単価について定めた規定のうち、第1号は単価が1年当たりの定額で定められている場合の占用料の消費税率分について改正するものでございます。第2号は、単価が面積に率を乗じて得た額と定められた場合の占用料計算の消費税率分を改正するものでございます。第3号は、単価が1日または一月当たりの定額で定められた場合の占用料計算の消費税率分を改正するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2条による改正につきましては、大衡村公共物管理条例について改正するもので、別表の備考の10、占用期間が一月未満である場合の占用料の計算方法について定めた規定のうち、先ほどの道路占用条例同様に第1号は、単価が1年当たりの定額で定められている場合の占用料計算について。第2号は、単価が面積に率を乗じて得た額と定められた場合の占用料計算について。第3号は、単価が1日または一月当たりの定額で定められた場合の占用料計算について、それぞれ消費税率分を改正するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第3条による改正につきましては、財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例について改正するもので、こちらも別表の備考の10、占用期間が一月未満である場合の占用料の計算方法について定めた規定のうち、先ほどの道路占用条例同様、第1号は、単価が1年当たりの定額で定められている場合の占用料計算について。第2号は、単価が面積に率を乗じて得た額と定められた場合の占用料計算について。第3号は、単価が1日または一月当たりの定額で定められた場合の占用料計算について、それぞれ消費税率分を改正するものでございます。

次に、議案書10ページをごらんいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、第1条から第3条の別表の規定は、この条例の施行日以後に徴収すべき占用料及び使用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料等については、なお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第28号 大衡村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第28号、大衡村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は12ページ。新旧対照表は7ページでご説明をさせていただきます。

初めに、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、消費税の税率の増税改正に伴う関連規定の改正を行うものでございます。改正箇所は、第13条の使用料についての1点で、消費税率分について定めた箇所100分の108を100分の110に改めるものでございます。

議案書の12ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用しているものに係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて額が確定する料金については、改正後の第13条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第29号 大衡村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第29号、大衡村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は14ページになります。新旧対照表は8ページになります。初めに、新旧対照表でご説明させていただきます。

今回の条例改正は、消費税の税率の増税に伴い関連個所の改正を行うものでございます。また、第34条につきましては、水道法の一部改正に伴い給水装置工事事業者の指定期間の更新制が導入されることになったことから、新たに更新手続の手数料を定めるものでございます。

8ページの第26条の料金の規定につきましては、消費税率分について定めた箇所100分の108を100分の110に改めるものでございます。第32条の加入金の規定につきましても、

第2項の消費税率分について定めた箇所100分の108を100分の110に改めるものでございます。

次に、9ページをごらんいただきまして、第33条の開発負担金の規定につきましては、第2項の消費税率分について定めた箇所100分の108を100分の110に改めるものでございます。第34条の手数料につきましては、先ほどの水道法の改正に伴い給水装置工事事業者の登録について更新制度が導入されることになったことから、第1項第1号に更新1件につき1万円を追加するものでございます。

議案書14ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に初めて額が確定する料金については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。また、第32条の加入金、第33条の開発負担金についても同様に施行日から令和元年10月31日までの間に初めて額が確定するものについては、なお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 34条の手数料なんですかとも、新規と更新の額が変わっています。これ、この金額そのものは大衡独自なものなのか、他町でもこういったことになっているのか。その辺、金額的なところを説明願えればと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 手数料の計算につきましては、大衡村として計算させていただいておりまして、算出根拠の内訳といたしましては、手数料の手続に係る人件費と関連する諸経費、印刷製本とか消耗品関係を積み上げまして算出させていただいておりますが、計算方法については国で指針が定められておりますので、結果的には周辺自治体同額の計上となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 前質問に関連しますけれども、説明では水道法の改正に伴う今回の改正ということですけれども、従来の制度的には更新制度はなかったということでおろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今、お話ありましたとおり、従来の制度は新規指定するのみでございまして、それを改めるために5年ごとの更新制度というのを今回水道法の改正で定められまして、その関係で今回更新の手数料を新たに追加したというものです。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第30号 財産の取得について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第30号、財産の取得についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） おはようございます。

それでは、議案書15ページをお開き願います。

議案第30号、財産の取得について。

下記財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する財産、住民基本台帳ネットワークシステム機器更新に伴う機械器具でございます。

2、契約の方法、随意契約による方法でございます。

3、取得の価格、708万6,452円でございます。

4、契約の相手方、栃木県宇都宮市鶴田町1758番地、株式会社T K C、代表取締役社長、角一幸でございます。

取得する内容につきましては、現在使用しておりますシステム機器は、平成25年度に更新を行ったもので、耐用年数の5年を既に経過している状況にございます。住基ネットシステム機器は安定運用のため、5年から6年ごとに定期的な全国標準更改期間、いわゆる機器を更新する期間が設定されております。平成30年11月から令和元年11月までがその期間に当たり、住基ネットを安定した業務の対応を行うため、この期間内に更新をするもの

でございます。

内容については、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） システム機器の更新ということですので、ハードとソフトの内訳をまずお示しください。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 今回の入れかえというか、買い取りのやつは住基ネットのサーバー式、あとそれに伴うソフトウェア、あとは入れかえの作業費、あとは住基ネットの専用のクライアント、パソコンですね。あとは窓口の端末、あとはカードリーダー等、あとはセキュリティー対策でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） そういったことで更新するんでしょうけれども、そのソフトそのものの価格とハードそのものの価格、どのぐらいの割合なのかなと思いまして、もう一度お願ひします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） ハード、サーバーのほうですけれども、サーバーのほうがセキュリティー対策込みで、移行費も全部込みなんですけれども、それで600万台になります。あとは、業務端末、窓口の端末ですかとか、職員が使う業務端末、そちらが60万程度です。あとは、作業代とかそういうものもろもろで700ちょっとです。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） そうすると、パソコンというかそういう機器の更新であって、ソフトそのものにはそんなに金額がかかっていないというふうな理解でよろしいんですかね。今までやっているシステムそのものが新しいものになったとか、機械が新しくなるのでそれに合わせたソフトも導入して更新していくというふうな作業が起きないというふうに理解してよろしいんですかね。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 大体おっしゃるとおりなんですけれども、基本的なソフトウェアとして大きいものはサーバーを動かすためのウインドウズのソフトウェアであるとか、パソコンを動かすためのウインドウズとかセキュリティーの対策のソフトウェアが主なものでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 提出の財産の取得については異議ありませんが、確認ということで、初めてなものですから。今回の提案は地方自治法の96条の規定で根拠として提案されていますけれども、各自治体によって異なる部分あると思いますけれども、村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、この3条関係は提出議案、この表記上は大衡においては今まで触れないで地方自治法96条だけでの提案で来ているのか、その辺確認です。

議長（細川運一君） 企画財政でよろしいですか。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 96条の規定の部分で、いわゆる議決要件、議会の財産の取得の議決要件ということで、この96条地方自治法で行っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） けさ、議員控室で他団体の提案、議案、あるいはけさ出かけにちょっとインターネット等で他自治体のやつを確認したんですけども、96条よりも各自治体の条例、第3条での提案が多いのかなとちょっと感じた部分があったので質問をしました。

以上です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 一応こちらの条例も議会の議決に付すべき契約または財産の取得、処分に関する条例の3条でございますけれども、一応上位法が今地方自治法の部分という形もありますので、そちらのほうでの議決要件という形をさせていただいているところでございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 少し伺います。今回、買いかえるということですが、これは今まで使っていたメーカーと同じものかというか、TKCのものを使うのかということが1つ。
それから、2番目に、5年ごとに更新をしなきゃないというような規定から来てているという話ですが、これはセキュリティーというかいろんな基本的な情報ということだろ
うと思いますけれども、そういったことで5年しかもたないのかという、この規程どうい
うわけなのかなと思いましてね。その2つ、まずお伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） まず、業者に関してですが、今までTKCであって今回の契約も株式会社TKCになります。

あと、5年から6年ごとに、いわゆるその全国的に標準的な期間が設けられるという件なんですけれども、パソコンとかそのサーバーの法定耐用年数が5年ということがあり、これは全国的なネットワークでつながっているシステム機器になるので、一応その5年から6年ごとに更改するというふうなことで設定されております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） さっき、佐々木春樹議員が聞いたように、ソフトウェアはそんなに、そのまま使えるものかということになるかどうかわかりませんけれども、この入れかえについては業者がやるというか、基本的な打ち込みというかそういったものについては業者がやってくれるのか、それともこちらでやるのかということで改めて伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） まず、ソフトウェアに関してですけれども、この更改期間中、いわゆる最後のことしの11月になりますと、何かエラーがあったりした場合の対策というのが今のソフトはとらないという方針になります。そのために更改期間中にシステム、ソフトウェアを入れかえて、そちらのほうの対策ということになります。

あと、入れかえの作業に関しては、全て業者であるTKCのほうがセッティングまでして、テスト等は職員も立ち会った上で行うようになります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第31号 村道路線の認定について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第31号、村道路線の認定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書の16ページをお願いいたします。

村道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、次のように村道路線を認定するものでございます。

路線番号182、路線名が長町小沼田前線、起点が大衡村大瓜字長町から、終点が大衡村大瓜字小沼田前になります。

続きまして、別紙でお配りしております議案説明資料でご説明をさせていただきます。議案第31号及び議案第32号説明資料と記載された図面のほうをごらんいただきたいと思います。

今回提案いたします路線につきましては、説明資料の赤線でお示ししている箇所になります。起点が村道大瓜南側線との交差点になり、終点は村道長町中泉との交差点になるもので、路線延長は約240メーターの道路になるものでございます。

計画の標準幅員といたしましては、有効幅員が4メーター、全幅で5メーターで計画を予定しているものでございます。

今回提案いたします路線につきましては、平成25年より事故及び災害防止対策等のために整備予防を受けていた路線でございまして、今回財源の見通しがついたことから提案をさせていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

3番（石川 敏君） この新認定の村道でありますけれども、従来からの地元地区のほうからの要望が出ておって、新たな認定ということで今回提案されましたけれども。今、課長の説明での延長、幅員、あと参考の図面資料もありますけれども、従来当初地元のほうからの要望の区間ですかね、延長と、今回の次の議案でまた別路線での変更もありますけれども、その辺の違いが若干あるようですけれども、新設の路線の認定の、あと別な路線との区分した考え方。それと、整備予定のその事業年度を、その辺の概要をお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） もともと地元のほうからご要望をいただいておりました路線といたしましては、説明資料の、次の議案にかかわりますけれども、今回の赤線の部分と次の議案になりますオレンジ線の部分ですかね、それを合わせた路線ということで要望を受けたものでございます。今回、このように区分した理由といたしましては、既存の長町線、黄色い線の部分になりますけれども、こちらが行きどまり道路の路線認定となっていたことから、こちらを行きどまりを解消するような形で路線認定を変更するというふうな形で、大瓜南側線に接続されるような形で考えましてこのように路線の区分を分けたという考え方でございます。

次に、事業の進め方でございますが、路線認定をいただいた後ですが、今年度当初予算の部分で測量調査設計費を予算計上させていただいておりますので、まず今年度につきましては測量調査及び設計業務のほうを進めたいというふうに考えております。次年度以降につきましては、財源の兼ね合いがありますので確定したお話はできませんが、通常ですと次年度に用地補償関係を1カ年でさせていただいて、その次の年から改良工事を2年から3年に分けて行うというのが通常となっておりまして、その辺は財源の見通しつき次第、順次進めていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） そうしますと、路線としては2つの路線になるわけですけれども、実質的には1本のルートでつながるわけで、実施設計が今年度予算計上されていますけれども、その際は長町線も含めた全体的な設計ということで作業を進めるものか、あるいは別個に予算計上して進めるものか。その辺の考えはどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今年度当初予算で設計費計上させていただいている分は、今回の議案と次の議案分も含めた延長で予算計上をさせていただいておりますので、設計につきましては1本でといいますか、一連で行いたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） よろしいですか。文屋裕男君。文屋議員、マイク近づけてください。

7番（文屋裕男君） 私もこの道路、たまたま使っておりますので見ておりますけれども、現在、の赤線状態のような、農道と同じような状況になっているという。大変、使用するにも今大分苦労して車を走らせているというような状況になっています。ついこの間も、この道路を使用したんですけども、本当に曲がりくねっていて大変ひどいというのが、次の議案の中に入ってしまふんすけれども、できればせっかくこの線が新しく新設される道路とつながるわけで、そちらのほうの工夫をもしやつてもらえるならばなというふうに思いました。その辺、どういうお考え方かちょっとお聞きしたいなと思って尋ねました。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 路線認定につきましては、起終点の部分を定めるという形で提案させていただぐ形になりますが、具体的な道路法線につきましては、ご指摘のとおり使いやすい道路とするような形で測量した後、住民説明会を何回か開催しまして関係者の方のご意見をいただきながら設計のほうはまとめていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 地元の方々が本当に熱望してここまで進んできたと思います。道路というのはやっぱり生活の中で一番大事なところでございますので、今課長が言ったように、やっぱり地元の方の要望というのをやっぱりなるべく聞き入れていただくようにお願いしたいと思います。地元の方の中にもやっぱりいろいろお考えの違う方がいらっしゃると思います。そういう方々のものを全部取り入れるということもなかなか大変だと思いますけれども、できるならばそういう要望を真摯に受けとめて、そしていい道路にしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ただいまご意見ありましたとおり、地権者の方、関係者の方についていろいろ意見が相違するというところは多々あつたりしますが、ご意見いただきましたとおり、ご意見のほうを関係者の方のご意見を聞く姿勢は持った上で、できることできないことはあるかとは思いますが、十分に意見を聞いた上で話し合いを重ねて設計のほうをまとめていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第32号 村道路線の変更について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第32号、村道路線の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は17ページになります。

村道路線の変更について、道路法第10条第2項の規定に基づき、次のように村道路線を変更するものでございます。

路線番号が126、路線名が長町線、起点が大衡村大瓜字長町から大衡村大瓜字長町に、

終点が大衡村大瓜字長町から大衡村大瓜字長町にそれぞれ変更するものでございます。

続きまして、別紙の議案説明資料でご説明をさせていただきます。

今回提案いたします村道長町線につきましては、図面の黄色線でお示ししている箇所が現在の認定箇所になりますとして、起点は七峰荘の東側、村道大瓜南側線との交差点になっておりまして、終点はそこから南西に約330メートル進んだ現在行きどまりになっている村道となっております。今回の変更では、先ほどご説明のとおり図面のオレンジ線でお示しておりますとおり、長町線から村道の大瓜南側線まで接続させるように変更するもので、約400メートル延長するものでございます。

今回提案いたします路線につきましては、先ほどのご説明のとおり、長町小沼田前線の認定と関連する議案となっておりまして、平成25年より要望いただいた路線となっておりまして、財源の見通しがついたことから提案をさせていただいたものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私も何回かこの道路を使っているというふうに申し上げましたけれども、この最初に認定されている黄色い線、この行きどまりの線なんですけれども、この行きどまり線の途中からこの線が始まっていますけれども、この入り口というのがすぐありますけれども、そこにお家がありますけれども、その方の家に入っていく道路と一緒になんですね、この道路ね。私もなんか人の家に入っていくのかなと思いながら入っていくと、左に折れてこの道路に入っていくわけなんですけれども。これ真っすぐにできなかったのかなというふうに私思ったんですよ。地元の方たちどのようなことを考えているのかなって、私地元の方たちにまだ聞いていませんからわかりませんけれども、その辺は村として把握しているかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回説明資料で提出させていただいたおる変更箇所につきましては、地元から要望いただいた要望書のおおむねそのとおりの活路で提案をさせていただいているものでございますが、先ほどのご質問のとおり今後測量調査を行いまして、現況の図面を抑えた上で道路の法線計画案を何案かつくった中で関係者の方に集まつていただきて、住民説明会を重ねて法線を重ねるということになりますので、説明資料でお示しておりますルートはございますが、カーブ等々につきましては変更になるというふうにご認識いただければと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 私も関連してこの路線の法線、ルートの件につきましては、多分現状では赤線の用地があるんですよね。それに倣った形で線を引いていると思うんですけども、実際村道としてきちんと整備するに当たっては、やっぱり測量後地元の方と協議していただいて、どういうルートなり、そのカーブとかとったほうがいいか、やっぱり必ずしもこのルートどおりにはいかない部分も当然出てくると思いますので、そういう部分については地元の方と十分説明、協議なさっていただきて理解してもらった上でルートをきちんとした実施設計を組んでいただきたいというふうに思います。ほかの路線でもやっぱり当初設計での、この地元との協議が不十分なためにいろいろ工事に当たっての問題が生じていますので、そういうことのないように対応していただければというふうに思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 昨年度ですか実施、調査設計しました尾西2号線という村道があるんですけども、そちらのほうの事業の進め方も一旦図面上での計画ルート案というのを何案かお示しさせていただいた上で住民説明会を開催しまして、そこで意見をいただきまして、その後に現況測量をとって、さらに住民説明会をしてという形で意見を吸い上げる方法を、回数を重ねてというふうなやり方をさせていただきまして、そちらのおおむね住民の方の意見集約をとれたのかなという事例がありますので、今回もそのような形で進められればなというふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 長町線の黄色の部分ですね、こちらはもう既に整備されているところですけれども、オレンジと赤の部分ですね、そちらの部分も全部黄色と同じような幅になるような予定なのか。そちらだけ確認したいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今のお話ありましたとおり、標準断面といたしましては有効幅員が4メートル、全幅で5メートルということで、今の黄色の線の長町線と同様な規格で検討をしております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第33号 令和元年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第33号、令和元年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） おはようございます。

それでは、議案書第33号別紙でご説明申し上げます。1ページをお開き願いたいと思います。

令和元年度大衡村一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億308万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,308万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算について事項別明細でご説明申し上げます。7ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

2款4項1目森林環境譲与税140万1,000円の増でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金1,207万6,000円の増、社会保障税番号システム整備費補助金及び低所得者向けのプレミアム付商品券事業費、事務費に係る補助金でございます。

2目民生費国庫補助金671万円の増でございます。子ども・子育て支援事業費補助金分でございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金1億2,550万円の増、説明記載3事業へ充当するものでございます。

3項1目総務費国庫委託金5万円の増、施設区域取得等事務委託金の内示による増でございます。

3目土木費国庫委託金338万円の増でございます。善川の遊水地用地契約等の事務委託金分でございます。

16款2項1目総務費県補助金150万7,000円の増でございます。移住支援事業補助金分で

ございます。これについては、歳出のほうで詳しく説明させていただきたいと思います。

3項1目総務費県委託金14万9,000円の減、説明記載2件分の統計調査委託金内示に伴う減でございます。

17款2項1目不動産売り払い収入615万9,000円の増、ときわ台南1区画分の売り払い収入分でございます。

18款1項2目指定寄附金15万円の増、2件分でございまして、いずれも教育部門でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

19款2項1目財政調整基金繰入金2,700万円の増、歳入不足補填のための繰入金でございます。

21款4項1目雑入1,930万円の増でございます。4節の雑入でございますけれども、衡中北集会所備品整備のためのコミュニティ助成事業補助金。6節につきましては、プレミアム付商品券費で低所得者向けの商品券の販売収入で、対象者の70%相当の歳入を見込んでいるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出全般でございますけれども、2節の給料、3節職員手当、4節共済費に係ります人件費の部分については、5月の人事異動に伴う人件費の不足分の補正をしておりますので、この部分の説明については割愛させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

まず、2款1項1目一般管理費671万円の増でございます。子ども・子育て無償化に係るシステム改修の委託料でございます。

5目財産管理費350万円の増、工事請負費でございまして、昨年度末役場前の個人宅の土地を取得いたしましたが、その土地を簡易な駐車場にすべく整地及び敷砂利等の整備費でございます。

6目企画費1億274万7,000円の増でございます。8節の報償費につきましては、総合計画の審議会委員及びアドバイザーミーティングの活動謝礼。19節負担金補助及び交付金につきましては、BDFの補助金分及び移住支援金分でございます。この移住支援金分でございますけれども、県のほうから4分の3、村のほうで4分の1のいわゆる4分の3のほうが県のほうからの補助金がございまして、東京23区から宮城県内に移住し宮城県に登録された法人に新規就業した方に移住支援金を支給する制度ということでございまして、世帯移住の場合は100万円、単身移住の場合は60万ということで、今回については世帯移住の2世帯

を見込んでいるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

25節積立金でございます。給食センター整備事業に係ります9条交付金の積み立て分でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費26万9,000円の増で人件費分でございます。

5項2目指定統計調査費10万3,000円の減、記載2件の統計調査費の事務費の補正等でございます。

3款1項1目社会福祉総務費2,751万5,000円の増、人件費の補正と11節から19節の負担金の部分につきましては低所得者向けのプレミアム付商品券に要する経費を補正計上しているものでございます。3目老人福祉費32万4,000円の増、28節繰出金は介護会計への操作出金でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

4目障害者福祉費29万4,000円の増、障害者支援事業に係るシステム改修及び備品購入費でございます。備品購入につきましては、パソコンの購入経費でございます。

2項5目児童保育費10万円の増でございます。大衡子育てガイド印刷製本費分でございます。

4款1項1目保健衛生総務費3万円の増、献血推進協議会への補助金分でございます。

5款1項2目農業総務費125万6,000円の減、人件費分でございまして9条調整交付金を充当する西沢用排水路整備事業から人件費を整備するためのいわゆる総務費の減額になるものでございます。

5目農地費2,220万円の増、継続事業でございます西沢用排水路整備事業に要する経費でございまして、人件費の補正と15節につきましては工事請負費でございます。9条交付金の充当事業でございます。

2項1目林業振興費140万1,000円の増、歳入でもご説明申し上げましたが、歳入の森林環境譲与税を森林環境整備基金として積み立てるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

6款1項1目商工総務費5万円の増、事務経費の補正でございます。

7款1項1目土木総務費101万6,000円の減、尾西2号線改良事業に伴う人件費、事務費等の振りかえでございます。

2項2目道路新設改良費2,009万1,000円の増、尾西2号線改良事業に伴う人件費、事務

費等の分でございます。主なものといたしまして、17節の公有財産購入費1,100万円、22節補償補填及び賠償金500万が主なものとなります。これも防衛9条交付金充当事業でございます。

5款2項定住促進住宅管理費2万5,000円の増、人件費の補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

8款1項2目非常備消防費4万7,000円の増、これにつきましては消防庁からの小型動力ポンプ付軽積載車無償貸し付けに係る事務経費を計上しているものでございます。

3目消防施設費3万円の増、これも小型動力ポンプ付軽積載車に係ります自動車損害保険料分でございます。

4目災害対策費37万4,000円の増、地域防災計画のページ数増に伴う印刷製本費の増額補正でございます。

9款1項2目事務局費964万円の増、人件費の補正分でございます。

2項2目小学校の教育振興費56万円の増、消耗品の増でございまして特別支援学級の指導書、教師用の教科書の補正分でございます。

3項1目中学校の学校管理費2,000円の増でございます。宮城県特別支援教育研究会への負担金の補正でございます。2目教育振興費、財源の入れかえでございます。

4項1目社会教育総務費233万4,000円の増、説明記載の3事業分でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

内容につきましては、人件費の補正並びに11節の需用費は129万6,000円の増でございまして、大衡歴史散歩印刷製本費分でございます。

3目コミュニティ推進費50万円の増、これは衡中北集会所備品整備に係ります補助金の増でございます。

6目美術館管理費、財源の入れかえでございます。

5項1目保健体育総務費3万3,000円の増、需用費でございまして、人事異動に伴う職員分の運動着の購入経費でございます。

12款1項1目土地取得費615万9,000円の増、ときわ台南住宅団地1区画分の購入経費でございます。

13款1項1目予備費52万4,000円の増、調整によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今回、常任委員会なくての議会ですので、いろいろ聞かなきゃないこといっぱいあるんですが、2つだけお伺いします。

移住支援事業について詳細な説明を求めるのと、それから小型動力ポンプですね、このことについても詳細に説明を願いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 移住支援の部分についてでございます。歳入の150万7,000円、あとは歳出については201万円という部分でございますけれども、先ほど説明はいたしましたが、移住支援金の部分でございますけれども、東京23区から、いわゆる在住者、通勤者から宮城県内に移住して、宮城県に登録された法人に新規就業、新規で働いた場合、移住支援金を支給する制度という形になります。世帯移住の場合は100万円、単身移住の場合は60万円が支給されるということで、一応宮城県からの内示というか、の部分については2世帯で今200万という形で内示はいただいている。ただ、いわゆるそのマッチングですか、いわゆるその支給対象法人に就職というかそういうのができなかつた場合については、当然補助金も支給されませんし、うちのほうでも補助金は出せないという形になりますので、そういった部分でいわゆる事前の支給対象法人となるための事前の登録が必要ということで、今とりあえず大衡村においては1法人が一応申請をしている状況でございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、この件でございますけれども、今回の車両の無償貸し付けにつきましては、消防庁で実施しております事業でございます。この事業に対しまして、村のほうで県を通じまして国の方に要望を上げました。そうしたところ、今回、大衡村に配備がされるということで内示をいただいたところでございます。今回の事業でございますが、救助資機材並びに小型動力ポンプの輸送車、いわゆる軽トラックの荷台を改良しまし

て動力ポンプ並びに資機材等々を装備したポンプ車を村のほうに無償貸し付けになるものでございます。なお、車両につきましては、国の方で整備をしまして登録関係の諸費用につきましては村での負担となるということで、今回手数料並びに保険料、重量税関係を計上しているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） この移住の支援事業ですけれども、もう少しあわかりやすくというか、東京で勤めていたんですが、こちらに指定になっている企業に再就職して大衡に住んだ場合というふうなことでよろしいのか。また、東京から転勤で大衡のその企業に来て、大衡に家を購入して住むとか、そういう場合にもこの事業に当てはまるものなのか。また、当時は買った場合、今度は村でやっている事業との併用っていうんですかね、それがあるものなのか。その辺、もう少しあわかりやすく説明願えればと。

それから、軽自動車のそのポンプ車ですね、導入無償で貸し付けするというふうなところで、それはいつごろで、どの分団にどういう形で配備されるものなのか、おまとまりであればお示しいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 先ほどの移住定住の関係でございますけれども、転勤ということではなくて、あくまでもIターン、Uターン、そういった部分でこちらのほうに完全に移住という形ですかね、ですから転勤の部分についてはちょっと該当にはならないという部分でございます。それで、一応いわゆる支給対象の法人というか、その法人でもいろんな制約がございまして、いわゆる製造業、農林水産業、宿泊業、情報通信業、医療福祉等々の部分でございます。あと、官公庁ではないこと、あとは資本金10億円以上の法人ではないこと、みなしだ企業ではないこと等々がございまして、そういった部分がございまして、そのいわゆる、まだ認定はされていないんですが、県のほうから認定されましたら、いわゆる宮城移住ガイド、宮城県が運営する宮城移住ガイドと大手求人サイトに掲載されて、そこからマッチングするような形になります。あと、今既存の大衡村の、例えば移住の支援金の部分、いわゆる定住化の支援金の部分については、これはこれで村独自のやつでございますので、例えば家を建てて100万とか、最高で150万ですか、その部分はあわせて受けすることは可能でございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 国から示されておりますスケジュール案をもとにご説明をさせていた

だきますけれども、契約につきましては7月上旬ころを予定ということで示されてございます。そこから車両の製作等が始まりまして、最短で12月からそれぞれの自治体へ配備ということになる予定とされてございます。

配備先の分団につきましては、第8分団を予定してございまして、これにつきましてですけれども、小型動力ポンプとあわせまして搭載資機材がそれぞれ、こちらで選択できるような格好になってございますけれども、それらを見た場合、水害といいますか、そういったものの対応が主ではないかということで今回第8分団への配備ということを考えた次第でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 第8分団のポンプ車を入れている車庫っていうんですか、それは多分今 のままでも使える状態になっているのかなと思いますが、その辺ある程度の改修、また、 今持っている可搬ポンプ、そいつたもののこの先っていうんですか、そいつたところ はまだ話されていないかもしれません、どういうふうな感じで今後、奥田の分団と同じ ような形で衡下の分団もその新しいポンプ搭載の軽を使って演習に参加するようになって いくものなのか。そいつたところをこれから詰めるんでしょうけれども、お考えがあれ ばお示しください。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、ポンプ小屋の関係でございますけれども、衡下地区のポンプ小 屋につきましては、中の架台といいますか、そちらを撤去すれば車両が入る予定でござい ます。ですので、改修経費につきましてはかかるないものというふうに思ってございます。 あとは、この車両を使いましての教育訓練あるいは当然車両ですから月1から2回くらい の稼働をしなければ、どうしても車両の傷みといいますかバッテリー等の傷みというもの が出てきますので、現在実施してございます第6分団並びに第5分団と同様に、その地区 を割り振るか、あるいはその曜日を割り振るか、これはこれから検討になりますけれど もパトロール等も出てくるということになろうかと思います。また、配備した後の今ある ポンプの活用方法でございますけれども、そちらにつきましては今後分団と協議をさせて いただきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 歳入についてお伺いします。

国庫補助金で今回特定防衛施設の調整交付金1億2,550万の追加でありますけれども、

当初合わせて2億550万ですが、3件の今回充当事業ということですけれども、毎年交付金の総額につきましては2億を超えるような金額で交付されて、ここ何年間ですね、おるようですけれども、今後のさらなる補正追加という見通しというのがあるでしょうか。まず、それをお尋ねしたいと思います。

それから、給食センターの基金積み立て、今回1億円のさらなる積み立てですけれども、30年度においても積み立てしていますけれども、最終的にはどのくらいの基金積み立てを目標にするものか。そして、給食センターとしての整備予定の時期というのはいつごろを想定しているか。それを伺います。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）当初予算で8,000万のいわゆる調整交付金の充当をかけておりまして、今回3事業でトータル2億550万のいわゆる充当をかけてございます。事業で申し上げますと、この補正の3事業のほかに当初では万葉すくすく子育てサポート、あとは衛中北のコミュニティ施設整備事業、全部で5事業という形になっております。そして、例年でございますと、いわゆる米軍の移転訓練が来ればSACO分ということで1億800万來ます。今年度も当然来ますので、例年から言うと2億2,000万ぐらいの部分で、いわゆる調整交付金というものが来ます。ですので、これからのお請負差額等々も含めると、ちょっとこの5事業以外にプラスアルファになるかどうかはちょっとわかりませんが、充当を上げるか、もしくは新たな事業をふやすかという部分については、なかなかちょっとこれから調整によるかと思いますけれども、とりあえず今現在のこの5事業で充当を上げるような考え方でちょっと考えていくたいというふうには思っているところでございます。

あと、給食センターの関係の基金でございます。昨年度7,300万ほど積み立てております、今年度1億積み立てでございます。いわゆるこの給食センターの建てかえというのは喫緊の課題という形もございまして、極力これを第一次的に、いわゆる給食センターの基金として積み立てるというふうに考えているところでございます。今現在の考え方でございますけれども、平成30年度から一応基金として積み立てております、令和3年度に実施設計、令和4年度に建設工事、あと令和5年度に建設工事と備品購入を考えております。それで一応事業費関係については、まだちょっと不確定なところございますけれども、一応8億ぐらいの事業費で、そのうち調整交付金を6億ぐらい充当したいというふうには考えてございますので、その点今の計画はそのような段階で考えているところでございます。

議長（細川運一君）石川敏君。

3番（石川 敏君） 交付金の総額につきましては、米軍の演習の形態によって若干のプラスがあるかもしれないということで、今年度既に7月ですよね、米軍の実弾演習が決定されていますけれども、どのような演習訓練の形態になるかわかりませんけれども、例年と同じような内容であれば大体今までとほぼ同じぐらい、総額としては若干プラスの見込みもあるというふうな解釈になるんでしょうかね。

あと、給食センター今の説明で総額で8億ぐらいの目標で、そのうち6億ぐらいを交付金で基金積み立てで考えたいということですけれども、毎年1億ぐらいのペースでいくとどうですかね、足りるかどうか、ややそのぐらいの額になるんですか。毎年1億ぐらいプラスしていけば。そうすると、交付金総額の約半分ぐらいをそっちの基金のほうに積み立てていくということになるかなと思うんですけれども、交付金の交付目的そのものの当然理由があるわけですので、何のために交付されるのかという、やっぱり本来の目的に沿った形での積み立てなり事業充当を考える必要があると思うんですよね。今回については、当初で医療費の助成と衡中北の整備、さらに今回3件ということですけれども、そんなに余裕ある財源では当然ないと思いますので、今年度に限らず充当事業の選択には十分そういうことを配慮する必要があると思うんですね。最終的に、とりあえず給食センターについてはそういう方向で持っていくことであれば、またさらに詳細をまた改めてお尋ねをいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 調整交付金につきましては、例年どおり令和元年度も2億1,000万から2,000万ぐらいの額は来るんだろうなというふうには思っているところでございます。米軍の移転訓練が仮に今回7月のやつがなくなったとしても1億800万というのは来ますので、そういうのは多分ないとは思いますけれども、例年どおり多分来るんだろうなというふうには思っているところでございます。

あとは、給食センターの部分につきましては、当然いろんな事業がございます。それ以外の部分、いわゆる今度の4号拡幅の絡みでもいろんな事業が多分出てくるんだろうなというふうには思ってございますが、一応こちらのほうでいわゆる喫緊の給食センターの建てかえというのが課題と捉えておりますので、それ以外の当然要望もございます。いわゆる事業もありますので、それについては関係各課あとは村長とあとは議会の皆さんのご意見も拝聴しながら中身のというか、事業の選択をしていきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 直接予算とはまたつながり部分はあれですけれども、給食センター、3年ころ実施設計ということであれば、すぐ間もなく後ですよね。ですので、当然建てかえなんでしょうけれども、場所の選定についても当然並行してやっぱり早目に結論を出しておく必要があるのではないかと思うんですよね。積み立てだけでなくて、そういう部分含めて。その辺の考えはどうなんでしょうか。予算とは別です。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） まだ場所は特定はしておりませんが、現在検討中ということです。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 歳出のほうの財産管理費の、普通財産管理費駐車場というお話、350万というお話がありました。こちら私一般質問もしておりますけれども、具体的にどのような構想をしているのかということをお尋ねするのと、あと、社会福祉総務費。19款の負担金補助金及び交付金、プレミアム付商品券の詳細ですね。大衡としてどのくらいの方が対象者がいるのかということをお聞きしたいのと、あと1つ、教育費の中の需用費129万6,000円、印刷製本費大衡歴史散歩ということでお話ありました。こちらの具体的にはどんなものになるのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず最初に、財産管理費の普通財産管理費の工事請負費350万の中身でございます。一応、役場前の個人宅、昨年度ですかね、こちらのほうで買収いたしましたて、その部分で今現在は単なるならした部分だけあって、雨天のときなんかもぬかるんで当然駐車場にできない部分でございます。ですので、中身的にはいわゆる敷砂利といわゆる乗り入れの口ですね、乗り入れのいわゆる間口、今現在3メーターぐらいしかありませんけれどもそれを6メーターに広げて、その入り口の部分を舗装かけるという。入り口部分は舗装をかける。あと、その中については、いわゆる路床盛り土、敷ならしを締め固めして、そしてその上に敷砂利等を敷くという形で、完全な駐車場というわけではございませんけれども、簡易な駐車場という形で予定をしているところでございます。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 19ページで、11の需用費129万6,000円でございます。大衡歴史散歩の印刷代でございます。130周年をことしになりますので、これを記念して130年を

振り返る冊子にしたいと考えております。写真を多く取り入れまして、また、カマキリサワとか金谷・亀岡遺跡などの紹介も載せるような形で今現在進めております。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） プレミアム付商品券の事業の関係ですが、まず対象者が非課税者と子育て世帯というふうに分かれます。非課税者分なんですが、今年度の住民税均等割が課税されていない方のうち課税されている方に扶養されている親族であるとか、あと生計を一にする配偶者、あとは生活保護の受給者等は除かれます。子育て世帯のほうは、そういった所得要件はございませんで、2016年、平成28年ですね、4月2日からことしの9月30日までに生まれた子供がいる世帯の世帯主が対象となるものでございます。対象者の人数でございますけれども、まだ住民税の普通徴収のほうが税のほうで確定されていないので、非課税者に限っては詳細な数字はまだうちのほうでは把握していないんですが、平成28年度に臨時福祉給付金という制度があったんですけれども、それと非課税の要件というのは一緒にございまして、そのときを参考にして大体900人前後くらいは非課税者の対象者がいるんじゃないかなというふうには考えております。子育て世帯のほうは、これから生まれる子供さんとか転入者はちょっとわからないんですが、今現在ですと152世帯、175名ほどいらっしゃいます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 駐車場の件についてお尋ねいたします。敷砂利とかで間口のほうをなんか広げるというお話ですが、あそこのところは真ん中に結局道路が、ここ駐車場とともに既存する駐車場と今間に道路があるわけです。それでバス停があるということになります。そういう部分を今後どのような形で整備していくのか。そういうものがもし構想があればお尋ねしたいのと、また、敷砂利だけで終わるのか、それとも舗装、アスファルトっていうんですかそういう部分までも考えての駐車場の整備をこれからも考えていくのかということをお尋ねいたします。

あと、プレミアム商品券ですけれども、こちらの通知はどのような形になるものなのか。自分で申請するものになるものなのか、そういう部分についてお尋ねしたいと思います。

あと、歴史散歩のこれは130周年の記念に伴いつくられるということですけれども、こちらは何部ぐらいつくられて、また、どのような方々にお渡しするのか。それとも記念式典のときにその方々にお渡しするものになるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） がっしりとしたアスファルト舗装にするのかしないのかという部分もございますが、具体的ないわゆるそこの土地利用がまだ決定はしてございません。ですので、そのように例えば、アスファルト舗装にしますとなかなか難しいということもございますので、あくまでも一応簡易な駐車場の部分で考えております。具体的な土地利用が決まってもすぐ撤去というか、そういった部分ができるような形で考えたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） プレミアム商品券の申請の関係でございますが、申請に関しては非課税者のみ引換券に対する申請というのをまず先にしていただくようになると思います。それが7月ごろからというふうに予定しております、こちらのほうから7月になりましたら非課税者対象者絞り出しまして、申請に対する勧奨を行うために通知をします。そちらをもって商品券の購入の引換券の申請を、購入希望する方はしていただくようになります。商品券そのものは10月から販売を予定しております、商品券の使用期間は年度内3月31までというふうになりますが、子育て世帯に限っては年齢要件で対象者がわかりますので、購入の引換券を9月ごろ、10月から販売します予定なので、9月ごろ引換券をこちらからお送りするような形になります。あと購入と使用の期限は非課税者も子育て世帯も一緒にございまして、お一人様最大2万5,000円分を2万円で購入していただくようになりますが、低所得者等の配慮から500円券を10枚1セット5,000円分にしまして、それを4,000円で販売するというふうになります。お一人様5回まで、1回で5回分買ってもよろしいですし、2回分を買ったり3回分を買ったりとかって、5回まで買えるというふうな制度になります。そちらのほうはやはり管理というのが必要になりますし、その引換券のほうに購入した回数分のいわゆる消込印みたいな形のものをつくって、購入された段階で窓口のほうで押して管理するような形になると思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 歴史散歩ですが、部数については3,000冊を予定しております。11月の式典の際にお配りする予定にはしておりますが、全世帯にもお配りしたいと考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） これから駐車場については、構想を十分に考えていただいて、やっぱり駐車場の件もございますので、雨風入るときにとっても大変な駐車場だと、何もなくなつた

ので余計に風や雨がすごくなつたという利用者の方々のお声もありますので、そういうことを十分考慮いたしましていろいろな部分で構想を考えていただきたいと思います。

あとですね、プレミアム商品券、なんか非課税世帯の方々の引換券を取りに来ていただくような形というようなお話だったと思うんですけれども、やはり非課税世帯の方々というのはなかなか体の不自由な方だったり、さまざまな障害のある方もいらっしゃいますので、そういう方々に対して十分な配慮、またちょっと私聞いていてもなんかちょっと複雑で、自分自身もなんかううんって感じで、なんかそこで窓口で押して何回かに分けてというお話もありますので、そういうものをきちんと理解できるような形で、このような、やはりその自治体、自治体でいろいろなやり方もあるとは思う、全部同じではないと思うんですけれども、そういう部分の配慮した、やはり大衡の取り組みをしていただきたいかなと思っております。

あと、大衡村の歴史散歩、こちらですね、3,000冊、130周年の記念式典の来賓の方々やそういう方々と全世帯の方々にもお配りするというお話であります。具体的に3,000で、129万6,000円で3,000冊というと大体1冊がどれくらいかなと思って計算しましたけれども、パッと出てこないんですが、そんな中でやはり1つこういう部分をするときに、やはりこれをつくって本当によかったですと思えるようなものにしていただきたい。ただただ、ごみ箱行きになるようなそういうものじゃないようなものを、やはり考えてやっていただきたいなと思います。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）平林地区の公共施設の部分については、先ほども申し上げましたとおり具体的にはまだ土地利用が決まっていないという部分もございますけれども、その土地利用については、うちらほう以外、それ以外のいわゆる全庁的にちょっと考えていって有効な土地利用にしたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君）住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君）申請とその購入券の引きかえに関してですが、ちょっと私の説明が足りなかつたのかもしれないんですが、申請書はこちらで、該当になるので申請してくださいというような通知をして、そちらに返信用封筒をお入れして郵送での引換券の申請が原則となります。ただ、窓口にいらしていただいても結構でございます。非課税者のその申請が届きましたら、こちらで非課税者であつて誰にも扶養されていないとかといふ

とをチェックしまして、この人は該当だということが確認できましたら引換券を郵送でお送りするような形になるので、引換券を取りに来ていただくような格好ではございません。ただ、商品券の販売だけは郵送とかはできないので、あくまで管理課のもとで対面でということになると思います。多少やはり私も説明していて、多少複雑なものがあるなとは思うんですが、できるだけわかりやすいように広報をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　歴史散歩ですが、皆さんに喜んでもらえるように、思っていただけるようにつくっていきたいと思います。1冊なんですが、400円の消費税になります。済みませんでした。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　今回の補正予算の中で、私も駐車場の件はお聞きしたかったんですけれども、今、小川議員がお聞きしたので了解しました。

それ以外では、移住支援の先ほどの説明の中で、東京都23区というような限定をされた理由は何なのか。結局、宮城県に移住されてきて、どこから来ても宮城県に移住されて、それが大衡村に、そこに住みたいというような方がいれば該当されていいんではないかと、ちょっと単純に思ったところなんですけれども、そこら辺の東京23区という地区を限定された理由とかをお知らせ願いたいと思います。

あと、小型動力ポンプ、今の総務課長の説明で8分団ということで説明がございましたけれども、そして、水害対策を念頭に8分団に配備するというような計画であるという説明でしたけれども、その水害対策のためのどのような装備を検討されているのか、その点をお伺いします。

議長（細川運一君）　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　こちらのいわゆる移住支援の関係につきましては、うちらほうの独自の制度ではございません。あくまでも宮城県のいわゆる移住支援の部分で、そういう部分でございますので、うちらほうで例えば関西圏もいいよという話になればよろしいんでしようけれども、あくまでも宮城県の制度という形で、いわゆる東京23区ということを限定してございますので、なかなかその部分についてはちょっと変えることはできないというふうな部分でございます。

議長（細川運一君）　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 搭載資機材の関係でございますけれども、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ等々19の項目の中から、この中から6項目選ぶようになります。それらをいろいろと、その選ぶ項目につきましては今後第8分団との協議が必要になってくるわけでございますけれども、これらの項目を見た場合、先ほど申しましたように水害対策といいますか、そういったものの利用といいますか、そういったものに使用するほうが多いのかということで第8分団に配備をするという考え方ございました。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） これは私も元第8分団、分団長としてはこういう、8分団に配備されるということに関しては大変うれしくは思いますけれども、やはりその地区、地区に合わせた装備、そして今普通の消防署の過積載問題もございますので、その辺のこととも含めて、例えば備品にこのくらいの重さがあるよとかというような、既に5分団で使っている自動車ポンプ、6分団に配備された小型自動車ポンプ、そういうことも含めて、そういう今現在ちょっと問題になっている過積載問題も含めて、結局軽乗用車ですから350キロですか、積載される重量というのは決まっているわけですから、そこら辺も含めた配備計画を練つていただきたいと思うんですけども、その辺の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） その点につきましては、当然車検証に記載されている重量、そちらをオーバーすることができませんので、それ以内での対応になるというふうには理解しているところでございます。ただ、今回の無償貸与につきましては、先ほど来説明しておりますとおり、搭載資機材これはあくまでもこれまでの、昨年度配備しました第6分団に配備しました軽消防車とは若干中身が違うといいますか、そういったところでございまして、あくまでもこれらにつきましては国の制度にのっとって配備されるものというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 今の説明で改めて確認しますけれども、じゃあ今まで私たちがイメージしている普通に小型自動車の軽トラックのポンプとどこかちょっと、国で今度準備するというか、国から配付されるものとは幾らか様式が違うのか、その辺の基本的なところを最後にお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、車両人員ですけれども、今回無償貸与を受ける車両につきまし

ては2名乗りということで、昨年度整備しました第6分団については4名乗りということで、その形式といいますかそういう対応が違います。また、あわせましてパネルで覆われたようなパネル版タイプの軽トラックですかね、こういったものに艤装される予定でございます。ですので、第6分団のように軽トラックに架装するというよりも、軽トラックの荷台を艤装をかけるというふうなイメージで捉えていただきたいというふうに思います。

議長（細川運一君）ほかに質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君）先ほど、小川ひろみ議員からあった低所得者のプレミアム商品券ですか。

当然、最初は案内して希望者から答えは返ってくると思いますけれども、その商品券ですね、先ほども小川議員からの話があった、身体的に不自由な方々なかなか窓口に来るのは困難だと思いますけれども、当然、現金と同じですから輸送はこれできませんが、民生委員の方々、区長の方々に当然ご負担は生じますけれども、その方々に希望者に対してお願ひすることは考えておるか、おらないかをお聞きします。

議長（細川運一君）住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君）引換券を持っている方、そこまでは郵送による請求でできますので、ただ実際購入するのは役場のほうに出向いていただくか、ちょっと購入場所はまだ決定していないので、仮に役場に出向くとしても、出向かれない方もいらっしゃると思いますけれども、一応代理での購入というのは可能になりますので、そちらのほうで対応をしたいと思っています。

議長（細川運一君）遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君）代理人の話出ましたけれども、どの範囲まで代理人として村で考えておられますか。課として。

議長（細川運一君）住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君）その引換券を持っている購入できる対象者が委任した方が代理人ということであれば受け付け可能でございます。

議長（細川運一君）遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君）村ではそのように考えていますけれどもね。今、いろんな問題生じていますよね。世の中。やっぱりその代理人でもやっぱりはっきりした道筋っていうんですか、つけておかないと、後で何か事あった場合には責任とられますか。以上です。

議長（細川運一君）住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君）あくまでもその代理人の方は委任を受けた旨わかるもの、例えば

委任状であるとか、あとどうしてもその方が例えば字が書けないっていうんであれば、こちらのほうから電話して連絡をとるとかいろいろな方法が考えられると思いますが、まず引換券そのものを代理人の方に委任される方が渡していただかないと、窓口では購入の受け付けができませんので、そちらのほうは必ず必須というふうになると思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 12、13ページ、3款の民生費絡み、関連してちょっとお伺いいたしたいと思います。民生費の子ども・子育て支援事業関係なんですけれども、先日、病後児保育事業について大和町として今後開始したいという、その方針、方向づけの報道がなされておりました。その中で、恐らく補助金絡みで共同処理が難しいということで大和町独自の動きになったのかなと思うわけですけれども、大衡本村としてその辺について検討を、どの程度の検討がなされたのか。必要性等々、その辺についてまずお伺いいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 今年度契約のほうを進めてございます大和町同様に大和町を拠点に行ってございまして、こども園はこども園独自に契約を行うことになってございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 村としての実績といいますか、今までどうなんですか。大衡村としては。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 今年度契約を行いまして事業を始めるものでございますが、保護者から病後児保育の希望というのは以前からも伺っておりましたので、今年度から開始する予定でございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 子育て環境がすばらしい大衡ということで、最近定住されたお母さん方もおることを考えますと、ぜひ働くお母さん方が安心して子育てできるような、そういう施策、村として積極的に進めていただきたいなというふうにも考えます。村長の考え、その辺ぜひお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 補正予算についての質疑でございますので、補正予算には子育てガイドブックのような予算は計上されておりますので、それに関連づけてお聞きしていただければよかったですのかなというふうにも思いますし、このことについて村長に子育てに関して、その病後児保育に対する質疑というのは今の補正予算の質疑にはなじまないというふうに議長として判断いたします。

2番（佐野英俊君） 了解しました。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 万葉歴史散歩のことについて、ちょっと詳細をまたお聞きしたいと思います。129万何がしの予算をつけてつくるというその冊子のイメージがつかなくて、皆さんいろいろなことを言われるんだと思うんですが、まず想定はどういう感じで、カラーで何ページとかいう状況までちょっと教えていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） まず、大きさなんですがA4版で作成したいと考えています。ですから、コピー用紙の大きさです。この大きさになります。この大きさで見開く感じを予定しております。カラーは4色の予定です。ページ数については、66ページで写真を多く入れて過去を振り返るというような形にしたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 教育長ご発言ございますか。教育長。

教育長（庄子明宏君） つけ足させていただきます。まず、この本の全体的な感じというところでいえば、大衡村の歴史とそれから現状を村民が知ってほしいなというところがまず1つの目的です。それから、感じとしては茶の間において気楽に見られるようなスタイルで、もちろん先ほど写真が入ったということで、文章もありますけれども目で見て何となく感じ取れるような形にしたいという。それから、実際そこに行ってみようかと思いたくなるような状況にしていきたいなというふうに思っています。項目的には、大衡村の自然、それから文化、それから振興、それから街道、遺跡、そして昭和万葉の森、それから細かいことを言いますと、なかなか見られないんですけども佐藤操、をとみさんの記念碑というのがあるんですけども、そこまでちょっと掘り下げながら進めていきたいなと思っています。現在、全体的に7割ぐらい進んでいますけれども、ごみにならないようにしっかりとやっていきたいなと思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 3,000部を印刷されるということですね。でき上るのは11月に行われる130年の式典に間に合わせたいという、このスケジュールも理解いたしました。余った部数がございます。それはどこにどういう形で置くのか、それから400円のお金がかかっているそのガイド、歴史散歩の本、頒布するとすればどの金額でというふうな、そういうところまでお考えなのかどうかを確認したいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 余った部分がどのくらい出るかってまだ想像できないんですけども、自治体に1冊ずつは送りたいなというふうに思っております。頒布価格については、400円ということではちょっと難しいところが出てくるかもしれませんので、今後ちょっと検討をしていきたいと思っています。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案第34号 令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第34号、令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案第34号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,064万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開きください。

歳入でございます。

3款2項5目その他補助金交付金32万4,000円の増でございます。1節その他補助金交付金ですが、介護報酬改定等に伴うシステム改修費補助金でございます。補助率2分の1でございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金32万4,000円の増。2節事務費繰入金で、こちらにつきましては先ほど同様2分の1でございます。

続きまして、7ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費64万8,000円の増。こちらにつきましては、歳入でご説明申し上げましたシステム改修に係るものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 報告1号 平成30年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第15、報告1号、平成30年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書のほう21ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号、別紙にてご説明申し上げます。

事業につきましては、4事業ほどございます。

まず、2款1項でございます。総務管理費の中の法規管理費でございます。繰越額が226万8,000円でございます。これにつきましては、会計年度任用職員制度導入のための例

規支援整備業務委託の部分に係るものでございます。7月末の完了予定でございます。

あと、5款1項農業費の中の地籍調査総務費でございます。179万3,000円の繰越額になるものでございます。全て一般財源でございます。河原及び待井沢地内用地測量業務でございます。

7款2項道路橋梁費でございますが、2事業ほどございます。まず、1件目でございますが、大瓜南側線改良舗装事業でございます。翌年度繰越額が1,050万円、そのうちの財源内訳でございますが、900万が辺地債、残り150万が一般財源になるものでございます。
15節の工事請負費でございます。

同じく、道路橋梁費の尾西中山線改良舗装事業でございます。1,730万の翌年度繰越額でございます。この財源内訳でございますが、944万5,000円これが社会資本整備総合交付金、690万これにつきましては道路橋梁整備事業債、残り95万5,000円が一般財源になるものでございます。

既に大瓜南側線については4月24日に完了でございます。あとは、尾西中山線については8月8日までの工期になっているものでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 以上で報告1号を終わります。

日程第16 報告2号 平成30年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第16、報告2号、平成30年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書23ページをお願いいたします。報告第2号別紙でございます。

下水道事業の1款2項下水道建設費の事業名が公共下水道建設事業です。7,317万6,000円のうち、翌年度繰越額が6,021万6,000円でございます。財源の内訳といたしまして、未収入特定財源のうち国・県支出金が2,919万6,000円、こちらは社会資本整備総合交付金となっております。地方債が3,100万円、一般財源が2万円となっております。

こちらの事業は、古館橋の汚水マンホールポンプ場の圧送管布設工事並びに沢田汚水マンホールポンプ場の圧送管の布設工事となっておりまして、いずれも契約済みで9月末の完成に向け事業を進めているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 以上で報告を終わります。

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち、調査中の事件について、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和元年第2回大衡村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れ様でございました。

午後1時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員